混交林誘導整備事業整備標準仕様書

１．この標準仕様書は、奈良県が市町村に委託する混交林誘導整備事業の整備に適用するものとし、市町村は、以下の各号を作業員に遵守させることとする。

２．伐倒にあたっては、次の各号を遵守することとする。

⑴　チェーンソー作業について、労働安全衛生法第５９条第３項並びに労働安全衛生規則第３６条第１項第８号に基づく「伐木等業務（チェーンソー）特別教育」を受講した者のみに従事させ、未受講者に従事させてはならない。

⑵　奈良県が策定する「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」（令和４年４月）に基づき作業を行うこととすること。

⑶　残存木を損傷しないよう注意しなければならない。

⑷　伐倒、玉切り等の作業に使用するチェーンソーのチェーンオイルについては、環境に優しい植物性で生分解性のものを使用すること。

３．かかり木はそのまま放置することなく、地面に引き落としてからその後の作業を行わなければならない。なお、かかり木の処理については、労働安全衛生規則第４７８条を遵守すること。

４．所有者の許可なく整備により発生した伐採木（以下「伐採木」という。）を処分してはならない。

５．整備により発生した伐採木は、小運搬及び集積できる程度の長さに玉切りを行う。搬出困難地においては、幹が地面に付く程度まで枝払いし、丸太をおおむね水平方向に並べ、切り株等を利用して転落、流出しないように固定し整理するとともに、更新箇所においては、当該箇所の周縁部など、できるだけ苗木の植栽の支障とならない場所に集積を行うこととする。

６．伐採木の搬出及び運搬の実施にあたっては、合法木材供給事業者認定団体による認定を受け、発電用木質バイオマスの認定に係る認定番号を取得のうえ、搬出範囲内の伐採木を奈良県木質バイオマス安定供給協議会が指定する受け入れ先へ運搬することとする。また、その受け入れ先に対し、事前に納品書作成依頼書及び確認書（市町村で受理された伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は市町村が作成する伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書の写し）を提出することとする。

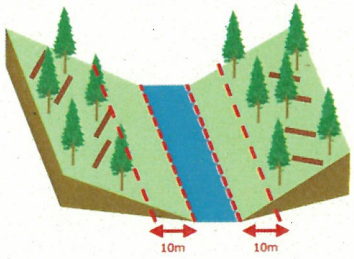
７．苗木の植栽を実施する際、植栽区域に天然更新により発生した有用広葉樹等の後継稚樹で樹高が３５ｃｍに相当するものが確認できる場合は、発注者に協議したうえで当該稚樹を植栽本数に含めることができる。ただし、伐倒作業等により当該稚樹を損傷した場合は、スギ・ヒノキ以外の地域の特性に応じた樹種を、発注者に協議のうえ必要本数植栽すること。また、苗木の成長を促す観点から、更新箇所の周縁部付近への植栽は行わないこととする。

８．植栽した苗木については、シカ等による被害を想定して、原則、食害防止ネット等の単木保護資材による獣害対策を実施するものとするが、現場の状況に応じて単木保護資材以外も選択できるものとする。食害防止ネット等の地上設置高は、１．７メートル以上とし、使用する資材の材質等は、現地の自然条件や景観に配慮する

ものとする。なお、７により天然更新により発生した後継稚樹を植栽本数に含める場合、当該稚樹にも上記獣害対策を施すものとする。

９．常水のある谷における伐倒は、直近の雨季までの間に確実に搬出される場合でない限り、谷に接する部分から水平距離で概ね１０メートルの範囲は対象区域としない。

やむを得ず伐倒を行う場合は、整備実施者の責任及び費用により、谷に接する部分から水平距離で概ね１０メートルの範囲の外まで伐倒木を移動させることとする。ただし、高低差がある等の理由により、高水位時においても伐倒木が流出しないことが確実である場合はこの限りでない。



10．整備を実施するにあたって、環境の保全に十分留意すること。

11．作業区域外の林内立入は厳に慎むこと。たき火は事前に届出を行い、使用後は完全に消火するなど、火気の取扱いは法令を遵守すること。強風注意報、乾燥注意報、林野火災注意報、林野火災警報又は火災警報の発令時には、火気を使用しないこと。

12．作業員、他の山林労働者並びに現場付近立入者に対して、十分注意し、事故のないように努めること。

13．作業に際しては、その区域について土地所有者の立会等により誤りのないようにする。

14．次の各号に要する費用は、整備実施者の負担とする。

⑴　作業に伴い既設の林内歩道の刈払い等を行う費用

⑵　林地、林木及び作業員等に対する危険防止費用

⑶　検査並びに監督に立会うための費用及び検査手直しに係る費用

⑷　常水のある谷から、水平距離で概ね１０メートルの範囲において、整備実施者の判断により伐倒を行い、当該範囲の外まで伐倒木を引き上げる費用

⑸　７のただし書きによる伐倒作業等により後継稚樹を損傷した場合の植栽及び獣害対策に要する費用

15．契約区域外の立木等を損傷、誤伐した場合は、整備実施者の費用負担により自ら復旧又は弁済するものとする。この場合において、整備実施者は復旧に要した費用に関して委託者に異議を申し立てることはできない。

16．作業管理を行い、記録を保管し、検査時に提出しなければならない。

17．労働安全衛生法第５９条に基づく安全衛生教育を行うとともに、労働安全衛生規則第４７７条から第４８５条の規定に基づく危険の防止措置を図らなければな

らない。また、事業の特殊性から作業が広範、単独となり、安全管理が困難であることから、毎日の始業時にも作業の安全について徹底するとともに、作業員同士の連絡についても考慮すること。労働災害が発生した場合は、速やかに監督職員へ報告すること。

18. 整備箇所ごとに整備面積が０．１ｈａ～２ｈａ未満で１地点以上、２ｈａ以上３ｈａ未満で２地点以上、以降１ｈａごとに１地点以上追加して標準的な場所を選定し、整備着手前及び整備完了後の状況（群状択伐、択伐及び樹下植栽、気象害等被害森林、植生回復困難森林、被害伐採木の集積、植栽、獣害対策、環境整備）を写真により記録し、提出しなければならない。

19. この他、混交林誘導整備事業整備特記仕様書を参考とし、適宜仕様条件を附して発注することとする。

混交林誘導整備事業整備特記仕様書

この特記仕様書は、奈良県が委託する混交林誘導整備事業の整備に適用する。

整備箇所：別添、事業実施箇所一覧のとおり

1．植栽

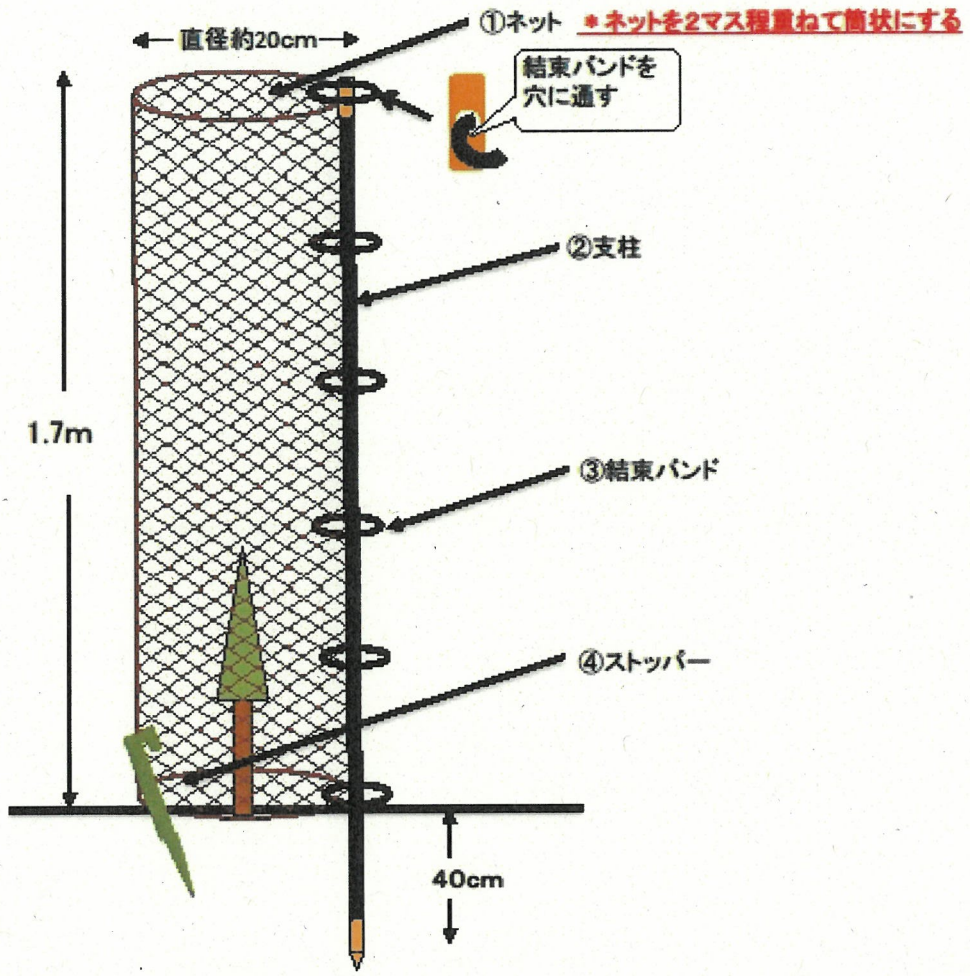
植栽する苗木の仕様は以下のとおりとする。

⑴ 樹種：イロハモミジ、ケヤキ、ヤマザクラ、ドウダンツツジ、ウツギ
⑵ 本数：５００本/ha 以上
⑶ 苗木の形態：コンテナ苗３００ｃｃ・ポット苗
⑷ 苗長：地上部３５ｃｍ以上
⑸ 近接市町村で採取した種子から生産した苗木であること。
⑹ 納品書に苗長、苗木の種子の採取地（○○県△△市）を記載すること。
⑺ その他、発注者の指示に従うこと。

2．獣害対策施設の仕様については、現地の自然条件や景観に配慮した資材の選定を行い、適宜仕様条件を附して発注することとする。

（別添）

苗木用単木ネット仕様・標準図 （参考）



番号	区分	規格	材質	数量等
1	ネット	高さ1.7m×巾65cm×菱目22mm	ポリエチレン（UV剤入り）	1枚
2	支柱	直径17mm×長さ2.1m	本体FRP／キャップABS	1本
3	結束バンド	巾4.6mm×長さ202mm	耐候性ナイロン66	6本
4	ストッパー	太さ30mm×巾15mm×長さ435mm	ポリプロピレン	1本

＊サブリガードHP-22[1.7m高]（大一工業社製）同等品以上とする

令和８年度　混交林誘導整備事業（整備　奈良市荻町）事業実施箇所一覧

番号	森林の所在地			林班	小班	施業番号	森林の状況			備考
	大字	字	番地				樹種	林齢	面積(ha)	
1	奈良市荻町		248	212	ト	3,5,6,7,21	ヒノキ	50	1.03	
			1902	212	へ	3,4,9,10,11,13,14,15,18	ヒノキ	50	2.04	
小計									3.07	

混交林誘導整備事業　内訳表

区分	名　称	数　量	単位	単　価	金　額	明細表	備　　考
直接工事費	整備	3.07	ha			第1号明細表	
	搬出運搬	80.00	t			第2号明細表	
	計						
諸経費	共通仮設費		%				
	現場管理費		%				
	一般管理費		%				
	計						
販売（差し引き）		80.00	t			第3号明細表	
設計工事価格							
消費税相当額		10	%				
本工事費計							

第1号

明　細　表

整備

名称	規格	数　量	単位	単　価	金　額	摘要
更新	搬出あり	0.35	ha			単価表No.1
環境整備	本数率30％	2.72	ha			単価表No.4
合計		3.07	ha			

第2号

明　細　表

搬出運搬

名称	規格	数　量	単位	単　価	金　額	摘要
造材		80.00	t			単価表No.8
伐採木の集材		80.00	t			単価表No.9
仮置き・積込		80.00	t			単価表No.10
運搬	運搬距離　34km	80.00	t			単価表No.13
合計		80.00	t			

第3号

明　細　表

販売

名称	規格	数　量	単位	単　価	金　額	摘要
販売 (株)I･T･O吉野工場または県森連・木材センターまたは吉野木材協同組合連合会	一般木材	80.00	t			
合計		80.00	t			

No.1

単価表

更新（搬出あり）　　1ha当たり計上

構造

種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	明細表及び単価表番号	備 考
群状択伐	1.00	ha			単価表No.4	
植栽及び植栽木の獣害対策	1.00	ha			単価表No.7	
合計	1.00	ha				

No.4

単価表

群状択伐/間伐　　100本当たり計上

構造

種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	明細表及び単価表番号	備 考
伐倒費						【伐倒木を地面に引き落とす工程を含む】
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
小　　計						
諸雑費 （労務費に対して）		%				
計						
1本当たり		（円／100本）	÷	100（本）	＝	円

ha当たり成立本数　　（本）

ha当たり伐倒本数	（本）×	100	（%）	＝	（本）	**群状択伐** **（本数率100%）**
ha当たり	（本）×		（円／本）	＝		**（円）**
ha当たり伐倒本数	（本）×	100	（%）	＝	（本）	**間伐** **（本数率30%）**
ha当たり	（本）×		（円／本）	＝		**（円）**

No.7

単価表

植栽及び植栽木の獣害対策

構造

種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	明細表及び単価表番号	備 考
植栽						100本当たり計上
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
苗木	100.00	本				樹高　H=0.35m
小　　計						
1本当たり						
獣害対策設置						100本当たり計上
資　　材	100.00	セット				
普通作業員		人				
普通作業員		人				
小　　計						
1本当たり						
合計						=　　（円／本）
ha当たり植栽本数	500	本				

ha当たり　　500　（本）×　　（円／本）　　＝　　**（円）**

No.8

単価表

造材　　10㎥当たり計上

構造

種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	明細表及び単価表番号	備 考
造材（機械造材プロセッサ以外）						【伐倒木を枝払いし、玉切る工程】
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
小　　計						
諸雑費（労務費に対して）		%				
計						

1㎥＝0.8t

1ｔ当たり　　（円／10㎥）　÷　8（t/10㎥）＝　　円

No.9

単価表

伐採木の集材　　10㎥当たり

構造

種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	明細表及び単価表番号	備 考
集材（車両系）						
特殊運転手		人				
普通作業員		人				
小　　計						
諸雑費 （労務費に対して）		%				
計						

1㎥＝0.8t

1ｔ当たり　　（円／10㎥）　÷　8（t/10㎥）＝　　円

No.10

単価表

仮置き・積込　　10㎥当たり計上

構造

種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	明細表及び単価表番号	備 考
積込(0.28)						
普通作業員		人				
バックホウ運転		時間			単価表No.11	
計						

1㎥＝0.8t

1t当たり　　(円／10㎥)　÷　8　(t/10㎥)　＝　　円

No.11

単価表

バックホウ運転費　　1時間あたり

構造　　山積0.28㎥（平積0.2㎥）

名　称	種　別	数　量	単　位	単　価	金　額	明細表及び単価表番号	備　考
燃料費	軽油		ﾘｯﾄﾙ				
特殊運転手			人				
機械損料	クレーン機能付き		時間				
計		1	時間	当たり			

No.13

単価表

運搬（ｔダンプ運転経費）

（積み込み機械　バックホウ　山積 ㎥（平積み ㎥））

積算方法	運搬距離	vt	1 ㎥当たり		1 ｔ当たり
5km迄	2.5 km				
5kmを越え 10km迄	7.5 km				
10kmを越え 15km迄	12.5 km				
15kmを越え 20km迄	17.5 km				
20kmを越え 25km迄	22.5 km				
25kmを越え 30km迄	27.5 km				
30kmを越え 35km迄	32.5 km				
35kmを越え 40km迄	37.5 km				
40kmを越え 45km迄	42.5 km				
45kmを越え 50km迄	47.5 km			(1㎥＝0.8t)	
50kmを越え 55km迄	52.5 km				
55kmを越え 60km迄	57.5 km				
60kmを越え 65km迄	62.5 km				
65kmを越え 70km迄	67.5 km				
70kmを越え 75km迄	72.5 km				
75kmを越え 80km迄	77.5 km				
80kmを越え 85km迄	82.5 km				
85kmを越え 90km迄	87.5 km				
90kmを越え 95km迄	92.5 km				
95kmを越え 100km迄	97.5 km				

時間あたり運搬量（㎥/h） vt=60/Cm×q×E

q　2t　　㎥／回

4t　　㎥／回

10t　　㎥／回

E

サイクルタイム（min）　Cm　　Cm=β×L+α

β

L　運搬距離（片道）（km）

α	2t	4t	10t

時間あたり運転費（円/h）　　←単価表No.15

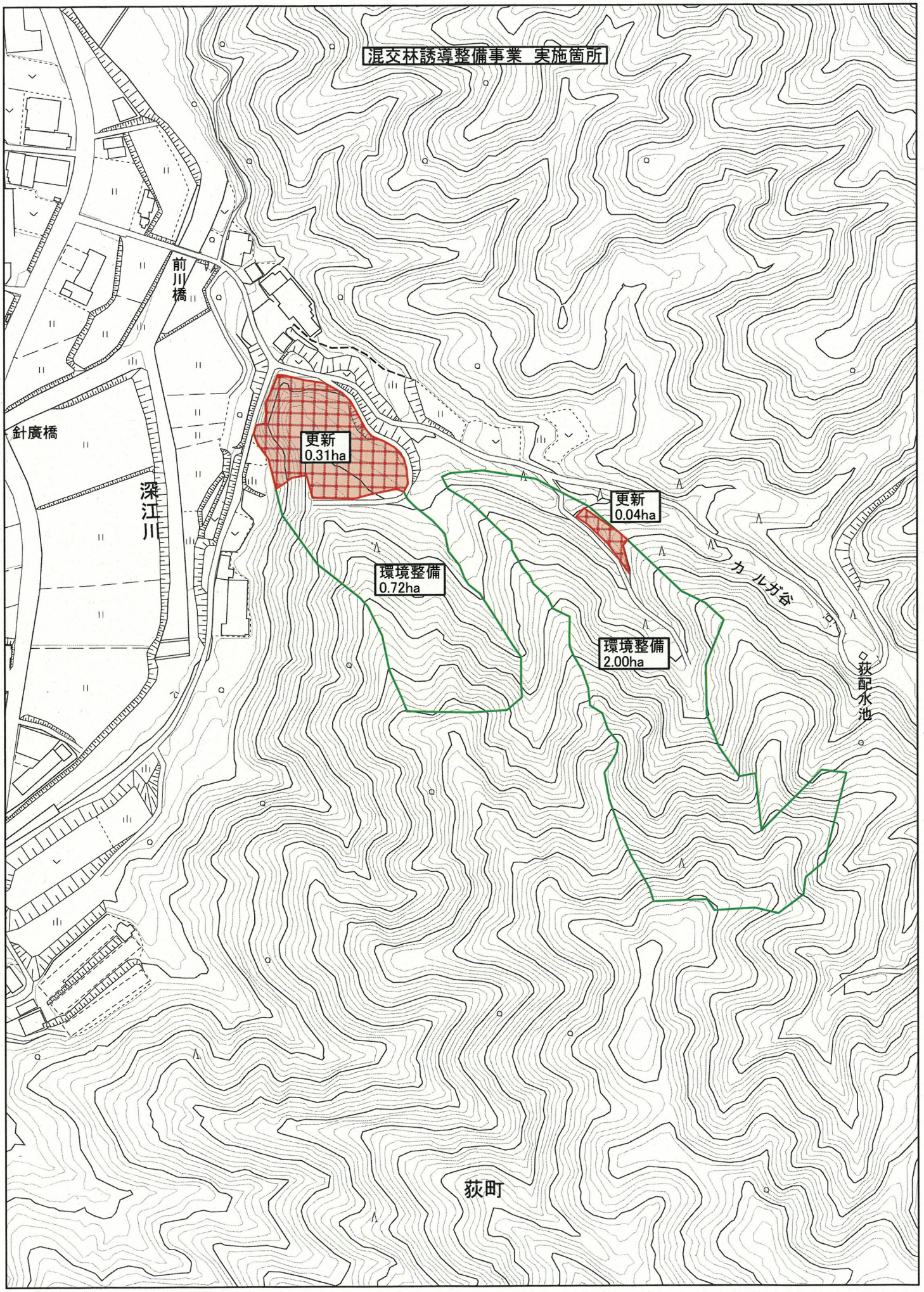
No.15

単価表

ダンプトラック運転費　　1時間あたり

構造　　t車

名　称	種　別	数　量	単　位	単　価	金　額	明細表及び単価表番号	備　考
燃料費	軽油		リットル				
一般運転手			人				
機械損料			時間				
タイヤ損耗費及び補修費			時間				
計		1	時間	当たり			


混交林誘導整備事業　実施箇所
前川橋
針廣橋
深江川
更新
0.31ha
更新
0.04ha
環境整備
0.72ha
環境整備
2.00ha
カルガ谷
荻配水池
荻町

混交林誘導整備事業　実施箇所

